

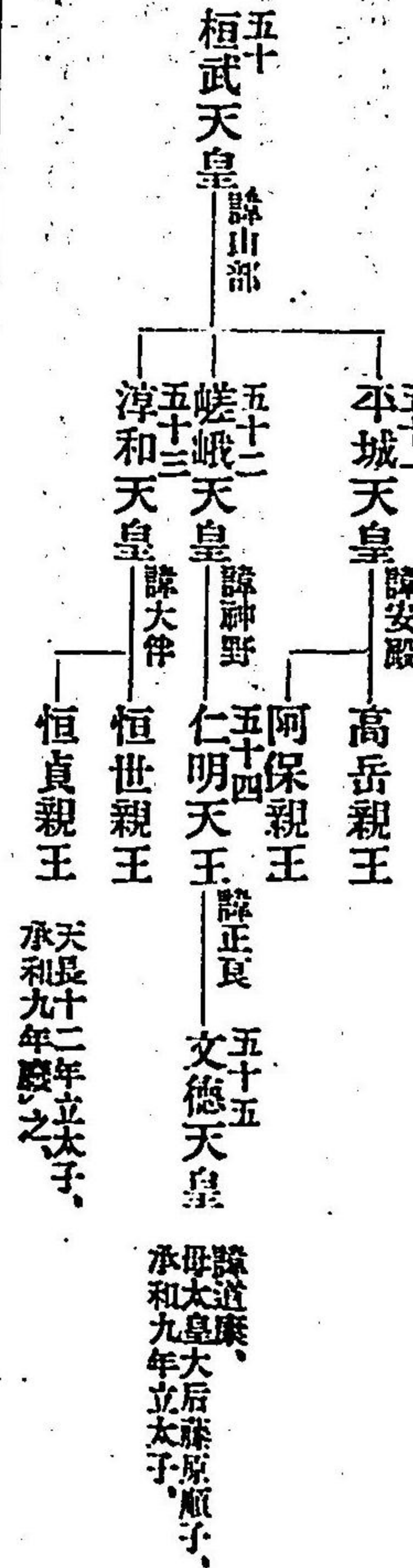
がしつかはさせ給しなり。同六年正月にぞ、たかむら、おさへまかりし。
 わたのはらやそしまかけてこぎいてぬご人にはかたれあまのつり舟、とは、
 このときに、よみ侍しなり。同七年四月八日、はじめて、灌佛は、をこなはれしな
 り。六月に、小野篁めしかへされて、いまた位もなかりしかは、まなるうへのま
 ぬをきてぞ、京へはいれりし。

○小野篁を、隠岐國へながしつかはしき。續日本後紀、承和五年十二月十五日條に、是日勅し給
 はく、小野篁、内に繪旨を含み、出て外境に使す。空く病の故を以て、國命を遂げず。律條に准
 じて、絞刑に處すべしと雖も、死一等を降して、遠流に處すべし。云々と見ゆ。○もろこしへ、
 つかはしけるふみのことばのついきにひかされて。唐土へ遣はされたる國書の、文辭の文に引され
 ての心なるべし。○よのためによからぬ云々。世を諷刺したる事を書きたるを。○わたのはら
 やそしまかけて云々。わたの原の、はらは、すべて陸上にも、海上にも、何物もなく、ひろ
 くど平らかなる處を云ふ。故にわたの原は、海上見渡す限り、遮る物もなく、ひろくとしたる
 處を云ふ。八十島は、多くの島々なり。人にはの人は、都に残れる父母、妻子の類を始め、わが
 親き人なり。あまの釣舟は、漁夫の魚を漁る舟にして、一首の心は、われ今度隠岐の島へ流さる
 りとて、遠く都を離れて、此の邊土まで下り來りしが、今日はいよく、遙々と限もなき海上に舟

なさいにたこ
 同六年、明和
 年、おさへま
 かりしなり
 小野篁は、
 隠岐國へな
 がしつかは
 されしなり
 同七年四月
 八日、はじ
 めて、灌佛
 は、をこな
 はれしなり
 六月に、小
 野篁めしか
 へされて、
 いまた位も
 なかりしか
 は、まなる
 うへのまぬ
 をきてぞ、
 京へはいれ
 りしなり

出して、その隠岐の島へ渡らんとて、こちらに見ゆる。多くの島々をかけて、遙の沖に漕ぎ出てたり
 ど、吾か爲に、都に残れる親き人々に言傳よかしと、海上に漁りする漁船に、頼み求めし心なり。
 ○灌佛。正しくは灌佛會といふべし。伊呂波字類抄に、日本紀に云ふ、延暦十七年或四月八日、始
 めて此會を修す。或書に云ふ、仁明天皇御宇、承和七年中初めて灌佛を行はると云へり。○小野
 篁めしかへされて云々。續日本後紀、七年六月十七日條に、流人小野篁、黄衣を披て拜謝すと見
 ゆ。黄衣は黄色の袍にして、庶人の服なり。先に篁配流の時、官位をはがれて、庶人となされしが
 故なり。さて篁は、參議岑守の子なり。幼き時、武技を事として、學業を勉めず。嵯峨帝之を
 聞召して、この人の子にして、弓馬の士と爲らむとするかと、仰せられしを聞き、大に慚悔して、
 學業に志しき。弘仁十三年、文章生に及第し、彈正少忠より、歷任して東宮學士、彈正少弼に至
 り、清原夏野等と、勅を奉じて令義解を撰び、承和の初、美作介に任じ、遣唐副使となり、備前權
 守を兼、刑部大輔に任じ、累進して正五位下に至り、唐に使せむとするに及びて、正四位上を借
 さる。承和三年、紫宸殿に引見せられ、綵帛、貴布を賜ひ、又紫宸殿に御して、御被一襲、及
 赤絹被、及砂金等を饒せらる。已にして、海上風災に遭ひ、船破れて、進むこと能はずして歸る。
 四年、再び唐に赴かんとす。初め便船の次第を定むるに、大使藤原常嗣が乗るものを以て、第一と爲
 し、大平良と名く。最も堅硬なり。第二は、篁が乗るものとす。風災に遭ふに及びて、第一船壞る、
 よりて常嗣、篁が船を奪はむと欲し、奏して次第を換えむと請ふ。朝廷之を許さる。是に於て篁
 忿恚して、病と稱して復船に上らず。西道謠を作りて、遣唐の事を刺る。その言、忌諱に觸るこ

呼びて橋秀才と云ひき。還りて從五位下に叙し、老病の故を以て、家居して仕へず。承和七年、但馬權守と爲り、遂に健岑が謀に與して、配流せられ、遠江國板築縣に至りて死す。後その罪を赦され、仁壽三年、從四位下を贈らる。○中納言よしの。吉野は參議藤原綱織の子なり。性寛弘にして學を好み、父に事へて至孝なり。弘仁の初、主藏正に任じ、累進して正三位中納言に至る。淳和天皇崩御の後、しはく辞表を上げども許されず。強て起ちて事を視せしむ。健岑が事起るに及びて、大宰員外帥に貶され、次で山城國に遷され、十三年薨す。年六十一。○宰相おさつ。秋津は文屋綿麿が孫なり。弘仁中、左近衛將監より、累進して、承和の初、檢非違使別當に補せらる。別當此に創る。監察違はざるを以て、大に聲譽を得たり。健岑の亂に坐し、貶せられて出雲權守と爲り。十年、配所に卒す。時に年五十七。○どかくおぼすことなかれ。何も心配し給ふなどいふ意。○たいもとのやうにて云々。何事もなく、只もとのまゝにて置かれたりとなり。○東宮と申は、淳和天皇の御子なり云々。淳和天皇の第二子恒貞親王をいふ。日本紀畧仁明天皇條に、天長十年二月丁亥恒貞親王を立て、皇太子と爲す。後太上皇是を辭す云々と見ゆ。



冷泉院なり。流布本、なげいれたり。き下、イ本、則寫て九字ア、するに御らん、下、杉本司、さ、め、作、ル、ハ、シ、杉本、ウ、ツ、リ、シ、マ、イ、本、道康親、王、二、作、ル、

八月三日、みかど、れせむむに、行幸ありて、すまませ給しに、東宮も、やがてまいらせ給たりしに、いづかたよりこもなく、ふみをなげいれたりき。こはみねが、東宮を、をしへたてまつりたることども、ありしかば、にはかに、東宮の宮づかさ、たちはき、おもも人など、百餘人、とらへられて、東宮を、淳和院へかへしたてまつりて、四日、當代の第一親王を、東宮にたて申給き。文德天皇これにおはします。

○れせむむ。即冷泉院なり。拾芥抄に、大炊御門の南、堀川の西にあり。嵯峨天皇の御宇より、累代の後院たり。本名を冷然院と云ふ。然るに火災によりて、然字を改めて、泉と爲すこと、天濟の御記に見えたり云々と見ゆ。○こはみねが、東宮を、をしへたてまつりたることどもありしかば。その書中に、健岑が、東宮を、唆し奉りて、謀反を企てし由を記してありしかば。○東宮の宮づかさ、たちはき、おもも人。下に引く日本紀畧の文に、坊司の佐官以上、及侍人、藏人、及び諸近侍者等と見ゆるを云ふ。東宮職員令に、大夫、亮、大進以下の職員見ゆ。是即東宮の宮づかさなり。又おもも人は、御前に侍ふ侍者の義なり。○淳和院。拾芥抄に、天長に、上皇の離宮に卜す。今西院、或は橘大后宮と云ふと見ゆ。○當代の第一親王を、東宮にたて申給き。日本紀畧、承和九年の條に、八月壬戌朔、左大臣藤原緒嗣等十二人、表を上りて太子を立むことを申す。詔

し給はく云々、乙丑^四公卿重て上表して申さく云々。この日皇太子を立つ。詔に云ふ云々、道康親王を立て、皇太子と定め給ふ云々と見ゆ。道康親王は、即、仁明天皇の第一の御子なり。○以上の變亂の事は、日本紀畧、承和九年七月條に、己酉^七この日、春宮坊帶刀伴健岑、但馬權守從五位下橋朝臣逸勢等、反を謀りて發覺す。六衛府をして、宮門、並に内裡を固め守らしむ。右近衛少尉藤原朝臣富士麿、右馬助佐伯宿禰宮成を遣はし、勇敢の近衛等を率ゐて、健岑、逸勢が私宅を圍み、その身を捕獲し、拘禁せしむ。左右京職をして、街巷を鞏固せしめ、宇治橋、大枝道、山崎橋、淀渡を固めしむ。是より先、彈正尹三品阿保親王、書を誅して、嵯峨大后^{知子}に上る。是に於て中納言正三位藤原朝臣良房を御前に喚び、密に書を賜ひて轉奏せしむ。その書の詞に、今月十日、伴健岑、來り語りて申さく、嵯峨上皇、將に登遷し給はむとす。國家の乱待つ可きなり。請ふ皇子を奉じて、東國に入らむと云へり見ゆ。庚戌、參議左大辨和氣朝臣眞綱を左衛門府に遣はし、橋逸勢、伴健岑等が謀反の由を推勘せしむ。日暮るまで問窮することを得ず。辛亥罪人を問窮す。乙卯^三勅使左近衛少將藤原朝臣良相をして、近衛四十人を率ゐて、皇太子の直曹を固め守らしむ。時に天皇、權に冷泉院に御し、皇太子も之に従ひ給ふ。かくて、帶刀等を喚び集めて、兵仗を脱せしめ、勅使の前に積置し、右兵衛の陣下に、輻一字を張り、坊司、侍者、帶刀等を、その中に散禁し、大納言愛發、中納言吉野、參議秋津を、院中に幽す。この日詔し給はく、思の外に太上天皇崩れませるによりて、春宮坊の帶刀舍人伴健岑、ひまに乗りて、橋逸勢と力を合せて、逆なる謀を構へ成して、國家を傾け亡さむとす。云々。皇太子の位を停めて、云々。

大納言藤原愛發が職を廢して、京外に、中納言吉野をば、大宰員外帥に、春宮大夫秋津をば、出雲國員外の守に任せ賜ふ。云々。丙辰^四皇太子を廢し給ひ、使を嵯峨山陵に遣はして、皇太子を廢し給ひし狀を告げらる。戊午^六廢坊の諸人を、右衛門の陣庭に集めて、詔して、殊に死して、坊司の佐官以上、及侍人、藏人、及び諸の近仕者等、また司の長以上をば、皆流罪に當て給ひ、配流せらる、者、惣て六十餘人、庚申^八罪人橋逸勢が本姓を除き、非人の姓を賜ひ、伊豆國に流し、伴健岑を、隱岐國に流すと見ゆ。されば本書の記事は、逸勢が流罪の日、及び皇太子の位を廢せられ給ふ事情など、相違するところ少らず。正史の參考に價すべし。

嘉祥元年三月廿六日に、慈覺大師、もろこしよりかへり給、もろこしに、おはせしあひた、悪王にあひたてまつりて、かなしきめどもを見たまへりしなり。ほごけ、經を、やさうしなひ、あま法師を、還俗せさしめ給しおりにあひて、此大師も、おとこになりて、かしらをつゝみて、おはせしなり。同三年三月に、みかど、御やまひおもくならせ給て、御ぐしおろして、なか一日ありて、うせおはしましきとて、

○慈覺大師もろこしよりかへり給云々。日本紀畧に、三月乙酉^六入唐請器僧圓仁、及弟子僧性海、惟正等、去十月、新羅の商船に駕して、鎮西府に來着し、この日歸朝す。中使を遣はして、慰勞し給ひ、各御被を賜はる。また、元享釋書に、凡長安に住すること六年、多く念誦、經書、

おはせしなり
り。い本、しな
へり給ふ云々
三月、下、十
九日、御ぐし
ま、御ぐし
給てし、た、
はし、うせおは
ま、うせおは
はし、うせおは
ま、うせおは
はし、うせおは
ま、うせおは

なひのひまにも、すてがたければ、我ひとり見むこて、かきつけ侍ぬ。大鏡巻も、凡夫のしわざなれば、佛の大圓鏡智のかゞみには、よもをよび侍らじ。これももし大かゞみに、おもひよそへば、そのかたち、たゞしくみへずとも、なとか、みづかゞみのほどは、侍らざらんとてなむ。

○世あがり。遠く隔りたる古の代。○さえかしてかりし人。才學の勝れたる人。○大かゞみ。本書の解題に委く云へり。○まはみては、にはみての誤りか。杉本に似はみてとあり。似ばみは、似よりたるをいふ。○もじおちりて。文章のつたなく、事實の誤り多きのみならず。文字の脱漏などありて、見む人の譏り笑はむこと、疑なかるべしの心。あざむくは、冷笑の意なり。○日本紀の御つばねなぞつけて、わらひけりところは云々。紫式部が、源氏物語と云ふ、一部の小説を作り出せる、その才學の勝れたる、誰人か尋常の所業と思ふ可き。然れど、それさへ、その時代には、式部を日本紀の御局なぞ字して、笑ひ譏れり。式部が自らの日記にも、書き記し置たりとなり。さてこの事は、紫式部日記に、左衛門の内侍といふ人侍り。あやしう、すゝるによからず、思ひけるも、え知り侍らぬ。心うさしりうさとの、おはう聞え侍りし。うちのうへの、源氏の物語、人によませ給ひつゝ、聞しめしけるに、この人は、日本紀をこそ、よみ給へけれ。まことに、さえあるべしとの給はせけるを、よとおしはかりに、いみじうなんぞえがると、殿上人なぞに、いひちらして、日本紀のおんつばねなぞつけてたりける。いとをかしくと侍る云々と、云へ

るをいふなり。○ましてこの世の人のくち云々。況てや、今の世の人の口、善悪なければ、如何に譏り笑はむかど、前以て推量せられて、迷惑に覺ゆれども。○人のためとも思侍らす云々。人に見せむ爲に、書けるには有らず。只若き時より、かやうに昔の事を聞き、又は書記する事が、心に染みて面白く、佛道修行の間にも、捨がたければ、我ひとり見むが爲に、かく書き付けたりとなり。○大圓鏡智のかゞみ。一切諸佛の成得する智に四あり。一は大圓鏡智と云ふ。その智体、清淨にして、有漏、雜染の法を離れ、万徳圓滿して、十方法界の事物を顯現す。餘の三智は、皆この智体より變現するものとす。二は、平等性智、一切の衆生を、平等に慈愍す。三は妙觀察智と云ふ。衆生の機を觀察して、説法利生の益を施す智なり。四は、成所作智と云ふ。神變不思議の事を現はして、衆生を濟度する智なり。委しくは成唯識論第十に見ゆ。さて大鏡は、かな歴史の模範として、吾も人も、もてはやすものなれども、是も凡夫の業なれば、佛の万徳圓滿の智鏡には、よもや及ぶことなしとなり。○これも、もし大かゞみにおもひよそへば。然れば、予が記したるこの書は、拙きものなれども、若し大鏡の、古の事蹟を書き寫して、大鏡と名けたるに思ひ寄するならば、譬、大鏡の如く、古の面かけ、正く見え寫らすとも、如何でか、水に物の寫るが如く、おぼろげにも、昔の面影の知られざる事あらむとて、水鏡と名けたりとなり。

水鏡詳解完

水鏡詳解索引

水鏡詳解索引

あ の 部

秋津洲	二八	赤雪をふらす	二六二	一分の執心	一一	允恭天皇の即位	九四
安寧天皇崩年及陵	三三	尼法均	二九八	いで	一三	允恭天皇衣通姫を召す	九九
あさましき	八	天の日つぎ	二九九	石上布留社	二七	雄略天皇崩年及山陵	一〇七
天照皇大神の鎮坐	四九	あなかしこ	三二二	五十鈴姫	三〇	飯豊天皇陵	一一三
あそび	九七	あらた	三二六	五十鈴依姫	三三	飯豊青皇女を帝位に敷ふ	一一三
あへなく	九〇	安部仲磨	三二八	懿徳天皇陵	三四	生駒山	一八〇
安康天皇陵	一〇一	天の原ふりさけ	三二八	齋宮	三四	維摩經	一九八
安康天皇大草香皇子を殺す	一〇三	あめしづく	三五二	五十鈴宮	三六	維摩會	一九八
あぐら	一二七	あざむ	三五五	石を腰に挿みて産期を延ぶ	六五	一の人	二四八
安閑天皇陵	一三九	青馬節會	三六五	壹岐直根子武内宿禰の爲に死す	七六	飯をふらす	二六二
あむむ	一四三	阿保親王	三八五	いふかひなく	八七	池田王	二七一
東漢駒	一六四	いの部		允恭天皇崩年及び山陵	九三	印をさす	二八三
		あいの部		一天下	九四	一切經	二九九

索引 〇あいの部

井上后	三三三	うつり香	一四一	おの部	弘計億計二王民間に隠る	一四
いみじきもの	三三二	うなじ	一五三	をの部	弘計王雄略天皇の陵を抜かんとし給ふ	一一〇
祈の師	三三〇	宇治橋の創立	一九四	岡寺	尾張の農夫僧の報を得ること	一五三
伊勢神宮火災	三四二	菟田吾城	二二五	おほみね	小野妹子	一七一
井上皇后尊號を復せらる	三四七	うるはしく	二四二	あろく	大極殿	一八五
伊豫親王廢せらる	三五七	孟蘭盆會	二五八	御はて	大海皇子吉野に入る	二一〇
有情	一七	えの部		をふと	大友皇子即位	二二二
鶺鴒草葺不合尊	二四	ゑの部		大江朝臣實原、秋篠、大臣	大友皇子と天武天皇との系統	二二六
甘美内宿禰武内宿禰を諱す	七六	役行者	一七	おそり	大友皇子と天武天皇との争位	二二七
菟道稚郎子儲立に立つ	七九	幼帝の即位	二四一	忍熊王	斧の蹟	二二三
菟道稚郎帝位を讓る	七九	惠美押勝の名義	二七七	應神天皇崩年及び陵	應身	二三
うがひ	九三	惠美押勝反す	二八四	おとなしく	大伴古磨	二七〇
浦島子	三〇六	惠美押勝が女千人の男にめふといふこと	二八七	億計弘計二皇子	他戸親王	三二二
	三〇六	惠果和尙	三五五	押羽皇子	あいくち	三二六

あいはれ	三一六	開化天皇崩年及陵	三九	孝謙天皇崩年	祇園精舍	三三六
をひうつ	三二六	かち	四一	孝謙天皇即位	木梨輕太子	一七四
乙牟漏	三五〇	藤坂王等の謀反	七一	孝謙天皇と廢帝と御不和の原因	曲水宴	一一八
御佛名	三八〇	神かこり	六三	鏡宮	欽明天皇陵	一三一
小野篁	三八三	河内國を割きて和泉國を置く	七九	鑑真和尙	經論の渡來	一四一
かの部		かさ	一四九	伽藍	堅鹽姫	一五五
かつらぎ	七	かうろ	一七八	巫	義覺	二〇一
かみの十日	八	鎌足入鹿を誅す	一八七	加茂神社行幸	行基菩薩	二五七
神さび	八	孝德天皇崩年及び山陵	一九二	神野親王	吉備眞備	二五九
餓鬼畜生	一五	孝德天皇即位	一九二	葛井親王	后のみふ	三二七
神の世七代	二三	鎌足内大臣となり藤原姓を賜ふ	二〇五	高野山創立	行表	三三八
孝昭天皇陵	三五	鎌足公傳	二〇八	きの部	清水觀音	三四七
孝安天皇陵	三五	かはら寺弘福寺	二二三	ささらぎ	義之	三五四
孝靈天皇陵及崩年月	三六	かたあもむき	三三七	鬼魅	義真和尙	三七七
孝元天皇陵	三八	孝謙天皇諡號	二六四	聞耳とほし	義なる上のさぬと着て京に歸る	三八三

索引 〇うえまおなかさ

く の 部

空劫	一八	鞍作部多須那佛像を造る	一四六	官符	三七〇	玄奘三藏	一七七
九百九十四佛	二〇	皇極天皇雨を祈り給ふ	一七八	功德	三七〇	決定	一九七
果報	二二	孔雀の神咒	二二九	皇族に源姓を賜ふ	三七一	化人	二二二
皇太后宮	三三	火葬の始	二三五	灌佛會	三八三	化身	二二二
熊野本宮	四二	官名位號の制定	二二六	けの部		慶雲の改元	二二九
くちなは	四六	道祖王の儲位を廢す	二六八	賢切	一九	元明天皇崩年及び山陵	二四〇
皇大神宮鎮坐	四九	光仁天皇崩年	三〇四	景行天皇崩年及び山陵	五四	元明天皇即位	二四一
熊野新宮	五八	光仁天皇陵	三〇五	景行天皇即位の事	五四	元正天皇の即位及びその年月	二四八
熊襲の反亂	六一	光仁天皇即位の事	三〇八	顯宗天皇崩年及山陵	一一四	架装	二八九
國の指圖	六九	桓武天皇陵	三三二	繼體天皇世系	一一六	啓す	三二七
くがだち	七七	桓武天皇即位の年	三三三	繼體天皇崩年及び山陵	一一五	戒切の末	三九一
黒姫	八四	桓武天皇雨を祈り給ふ	三四一	繼體天皇崩立	一二八	この部	
藥師	九六	鞍馬寺	三四四	元興寺	一四八	切	一四
救世菩薩	一三三	藥子の亂	三六二	元服	一六三	極光淨	一五
				雞舌香	一六八	業	一七
						孔子の出生	三四

子のかみ	四四	御齋會の内論義	三六九	山陵の制	三四	さしめきあふ	三六二
後漢の明帝金人を夢む	五三	後七日御修法	三八〇	三關	二二五	坂上田村麿	三六三
高麗	六九	さの部		三身具足	二二二	嵯峨天皇讓位	三六六
こしき	一三九	三界	二	草坐	二二七	算賀	三七五
衡山南嶽	一四一	三千世界	一七	左右京坊の制	二四四	西院	三七七
孝德天皇崩年及び山陵	一九二	三種神器	二六	參議宰相	二八四	嵯峨太后	三八五
弘文天皇陵	二二〇	三種神器の異説	二七	最勝王經	二九九	しの部	
興福寺	二四七	沙馮羅龍王	四二	酒人内親王	三三二	初夜	三
柑子	二五六	齋宮	三三六	佐伯今毛人	三三九	修行者	三
興福寺西金堂	二五八	狄穗彦の謀反	四六	早良親王種繼を殺す	三三七	生死は車の輪の如し	一三
粉川寺	三二〇	三韓征討	六九	早良親王薨去	三三九	成切	一五
國分寺	三二四	酒の君	八二	左大寺	三四四	小切	一四
金剛般若經	三二四	三韓朝貢を怠る	九九	早良親王改葬	三四五	住切	一六
弘法大師	三三〇	三寶	一四九	早良親王に尊號を奉る	三四七	しも風輪	一七
權者	三五四	齋明天皇陵	一九八	嵯峨天皇陵	三五九	四切	一八

索引 〇くけいこし

七佛	二〇	聖德太子	二五五	上分	三五五
神武天皇崩年及陵	二五	しもと	二六九	慈覺大師	三五八
釋迦	一七六	四天王寺	一六六	射禮	三八八
殉死を止む	五〇	釋梵威徳	一六八	神宮寺	三七九
神功神后を世代に 數へ奉ると	六三	勝鬘經	一七〇	淳和天皇崩年及び 陵	三七四
神功皇后山陵	六三	師子の床	一七〇	淳和院	三七五
新羅	六四	聖德太子の子孫亡 ぶ	一八〇	四十賀	三八七
しぬの祝の家を發	七四	十二門	一八六	淳和院	三八七
壽藏の始	七四	淨土	一九六	すの部	
柴垣宮	九一	心經	一九七	水風火災	一八
しるしの箱	九三	朱鳥元年	二〇二	綏靖天皇紀の空位	三三
しはす	九四	持統天皇崩御の月 日	二二四	崇神天皇陵	四〇
新羅の使を拘禁す	一〇〇	笏	二二五	垂仁天皇崩年及山 陵	四二
新羅の醫師を召す	九七	聖武天皇諱	二五二	垂仁天皇夢の告に よつて位に即き玉ふ	四三
白髮部を置く	一一一	聖武天皇崩年及び 陵	二五五	相撲の始	四七
				すへからく	七九

すり	八二	清寧天皇陵及崩年	一一一	蘇我馬子大連守屋 を亡す	一五八	民のけぶり	八
住吉仲皇子黒姫を 犯す	八四	宣言	一四九	蘇我馬子の弑逆	一六四	鷹甘部	八二
住吉仲皇子の亂	八八	梅檀	一六七	蘇我入鹿聖德太子 の子孫を弑す	一八〇	大惡天皇	一〇七
すき	一五三	淺香	二六八	蘇我宿禰山田石川 鷹	一八五	たゝ人	一〇八
すなほ	一五六	善根	一九七	粟散國	一四六	道場法師	一五三
崇峻天皇崩年及び 陵	一六一	瀬田	二二六	たのがれ	二	橘寺	一七〇
推古天皇崩年及び 陵	一六五	釋奠	二三七	大梵王	一五	道登道昭	一八五
朱雀元年	二二二	禪師	二八九	玉依姫	二五	大織冠	一九四
すぎなく	二二九	宣命	二九一	手研耳命の亂	二五	道登道昭	二〇六
咒詛	三二七	西大寺創立	二九五	竹野姫桂川に死す	三二	太政大臣	二〇九
せの部		禪定	三七二	帝釋	四	大中臣美氣祐	二〇七
善智識	六	その部		武内宿禰	五二	大安寺供養	二二三
仙人	九	相人	五	たまり	五八	踏歌	二二六
死は車の輪の如	一三	衣通姫	九七	たかとの	六五	太上天皇	二二七
成務天皇崩年及び 陵	五九	蘇我馬子佛法を信 ず	一五〇		八〇	大安寺縁起	二二三

道鏡	橋奈真麻呂の變	太保	大外記	大嘗會	高野新笠	高岳親王	高尾神願寺	橘清友	帶刀	橘逸勢	大圓鏡智の鏡	ちの部	中切
三六六	二七三	二七七	二八三	二九四	三〇〇	三〇九	三三七	三七八	三八五	三八五	三九五	一四	
道鏡皇位に即くことを得ずして清麻呂を配流す	竹生島の出現	仲哀天皇崩年及山陵	沈香	丁子	智光	重祚	智通智達	中納言を廢す	珍努王	中務卿	ちかごと	智證大師	忠仁公
二二三	五五	六一	一六七	一六八	一九六	一九八	二〇一	二二六	二七〇	三二一	三二六	三七七	三八五
つゝしむべき年	通夜	つやく	綏靖天皇陵	つくらふ	對馬國銀を貢す	追儼	圖書寮	土くれ	つまはじき	兵の道	恒世親王太子を辭す	恒貞親王立太子	恒貞親王の太子を廢す
一	三	一五	二九	九七	二三八	二三九	二九〇	三三四	三三〇	三六七	三七三	三八六	三八七
天竺	天台大師	天智天皇陵	天智天皇即位の歲	天智天皇崩御の歲	天武天皇陵	天平感寶改元	傳教大師	天台の受戒	朝觀行幸	との部	豐玉姫	東宮	殿籠
一七九	二二九	二〇五	二〇五	二一四	二二三	二六三	二六三	三五〇	三七九	二五	二五	四五	四五
とさめかす	初利天皇												
五二	九八												

東夷の征討	棟梁の臣	舍人	とぼそ	東大寺の大佛を鑄る	東大寺供養	東宮冊立の儀式	東大寺	等定	屯	東寺	東宮傳	東宮の宮つかさ	な	の部	内典
五五	六〇	一五六	二〇二	二六二	二六五	二七二	二七八	三二一	三二八	三四四	三五二	三八七	一三		
なごり	内侍所	夏六月大に雪ふる	内宴	難波津	南無佛	内臣	内大臣	平城の都	長岡都	七日歸り	奈良の法華寺	内侍のかみ	は	の部	日本といふ國號
二二	二七	三八	五七	九九	一四一	一九三	二〇五	二四四	三三四	三三九	三四八	三六一	六八		
仁徳天皇御製歌	仁賢天皇崩年及び陵	女房	日羅の來朝	仁徳天皇崩年及び陵	仁徳天皇の盛徳	入定	仁明天皇陵	仁明天皇の御才能	如法經書寫	仁明天皇崩御	日本紀の局	ぬ	の部	ぬるての木	ぬひとの寮
八一	一三三	一四一	一四四	七八	八三	三七二	三七八	三七八	三七九	三九〇	三九四	一五八	三二六		
ぬの部	淫弊	年號の制	禰宜	野上宮	のる	後の事	は	の部	はつうま	はかなく	はつせ	はかくしく	土師氏の名義	土師姓を賜ふ	
二八	二二九	三七二	三二二	三二二	三二六	三二八	三二八	二	二	一〇	二二	二二	五〇	五〇	

祝	三七一	氷室	八二	ふける心	一〇二	藤原百川	三〇四
入幡宮	三五八	百濟	六九	武烈天皇御暴逆の考	一一三	文室淨三	三〇七
反正天皇崩年及山陵	九一	ひめぐ	九七	武烈天皇崩年及陵	一一三	文室大市	三〇七
幡後皇女	一〇三	ひれふす	九八	佛像を難波の堀江に投ず	一三三	藤原清成	三一一
秦河勝	一五八	一言主神	二〇八	佛法渡來の始	一三三	藤原種繼殺さる	三三七
蜂岡寺	一七〇	敏達天皇崩年及び陵	二二九	佛法の東漸	一七六	藤原仲成同薬子	三六一
般若のふしぎ	二〇二	ひそ寺	一六八	藤原朝臣	二〇六	佛名會	三八〇
萬法皆空	二〇三	ひご	一七八	佛師	二二二	藤原吉野	三八六
白鳳改元	二二二	百濟寺	二〇一	藤原不比等	二二二	文屋秋津	三八六
入幡宮京都に鎮座し賜ふ	二六五	百官に笏を持たし	二五二	風土記を奉らしむ	二四七	へ	三六六
廢帝の諱及諡號	二六七	稗田親王	三三三	藤原廣繼の亂	二五九	平城遷都	二四四
廢帝山陵	二六七	疋	三三八	藤原豐成	二七〇	平安城遷都	三四三
博奕	三二二	日の裝束	三五二	藤原永手	二七〇	平城天皇陵	三五〇
ひの部	一九四	舟を作る	四一	藤原仲麿	二七二	平城天皇即位の年	三五〇
人の命八萬歳				普照法師	二七八	ほの部	

ほのかに	八	ほいなし	三九三	みづら	六六	陸奥國より黄金を献る	二六三
矛	八七	まの部		瑞齒別命の名義	九一	無量劫	三三二
蓬萊	一〇八	まどろむ	二	美濃國の野子の話	一三六	むつかる	三三九
梵天帝尺	一四四	松浦河	六六	彌勒	一四七	めの部	
法興寺	一八五	まゝ子	三七二	彌陀の相好	一九七	めぐ	九七
法相宗	二〇一	眉輪王の弑逆	一〇五	三井寺創立	二二四	目をくはす	三〇八
報身	二二三	まじわざ	一五六	續	二四〇	もの部	
品	二四八	鞠の遊び	一八五	美濃國不破の泉	二五〇	もの恐しく	八
法生會	二五四	長親王	三〇七	道の傍に菜樹を植	二七八	ものろこしの神	一三三
ほひろか	二七七	まめやか	三三二	みてぐら	二九	物部の守屋佛像を毀り僧尼を追ふ	一四九
菩提心	二七九	まうけの君	三三一	みうら	三五二	文武天皇陵	二二七
菩薩戒	二八九	末法	三九一	道康親王東宮を廢せらる	三八八	もたひ	二八四
法王	二九八	みの部		棟梁臣	六〇	もち月	二九九
法均尼	二九八	買物	四一	武藏國銅を献ず	二四一	もてあつかひ	三三六
梵釋寺	三二一	京	六一			山部親王立太子の年月	三三一

山部親王の系譜	三三一	八島寺	三五二	世と代と異りし始	六〇	鈴印	二八三
物忌	三三〇	病める人を棄つることを禁ず	三六九	用明天皇陵	一五五	冷泉院	三八七
やの部	一	山科寺南圓堂	三七〇	よをろすぢ	三〇〇	ろの部	
厄年つゝしむべき年	六八	八十島	三八二	よこさまなる事	三二六	六道	一五
日本	七五七	ゆの部	一七二	頼光	一九六	六師迦王	三三七
八幡宮	九七	ゆかり	一カ〇	りの部		ろく	九七
やすからぬ	一三六	由義宮	三〇三	龍蓋寺	二	六齋日	一四三
倭彦王	一四四	よの部	三二六	諒閣	三〇	わの部	
野子	一三五	ゆかし	三〇三	龍猛菩薩	三九	王辰爾高麗の上表を讀む	一三九
山科寺東金堂	一四九	よの部	四	履中天年崩年及山陵	八四	驚の災を免れし子の事	一九一
やまふ	二二三	世の無常	二一七	律令の制定	二五一	往生	一九七
薬師寺創立	二五四	吉野山	二二	れの部		和氣清麿	三〇一
山科寺北圓堂	二五七	世継翁	三三	靈龜元年	二五〇	和氣廣世	三四七
山崎橋						わだの原八十島かけての歌	三八二

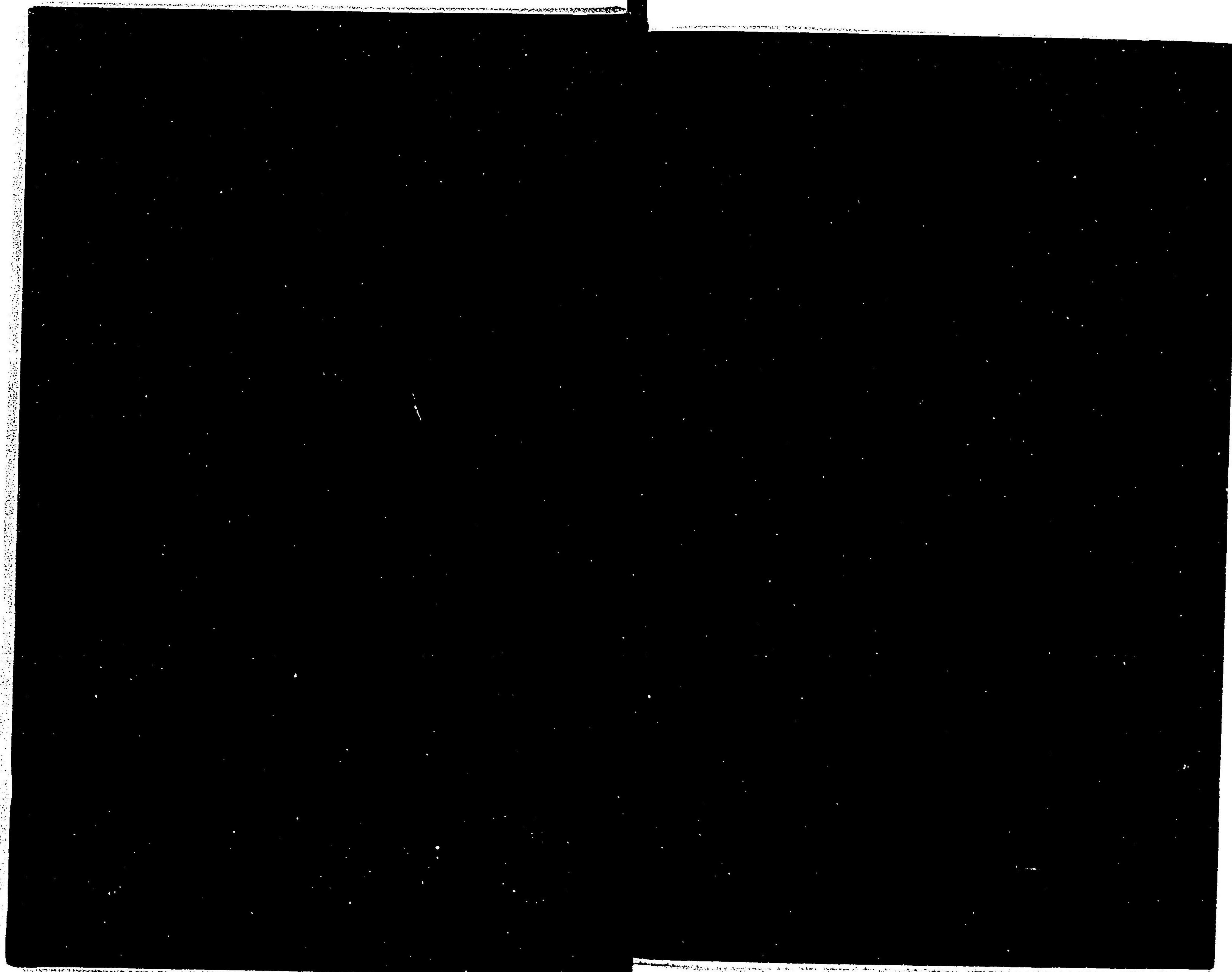
水鏡詳解索引終

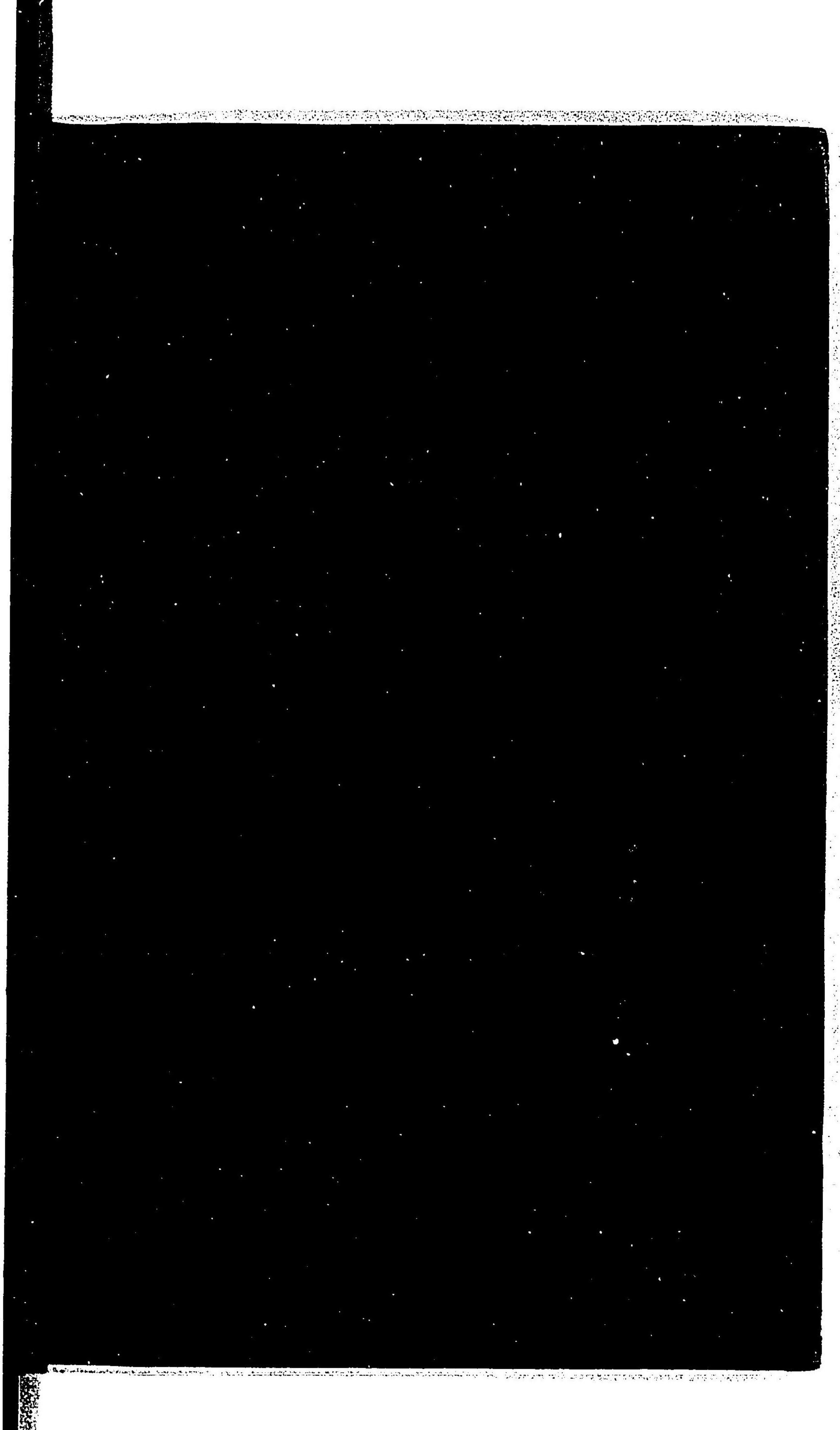
正誤表

頁	行	誤	訂	正	頁	行	誤	訂	正
六	九	善知識	善知識	八二	九	五十五年	五十五年云々		
七	九	あやき	あやしき	八五	一	押羽皇子傍調	オシハノ		
二七	九	護齋の鏡	護齋の鏡	一〇四	二	橘枝皇女細註雄略天皇	雄略天皇		
二七	二	齋奉る	齋き奉る	一〇八	一	廿三年ノ下、と申し、七月に、うら島の子云々、			
二八	八	説法濟度	説法濟度	一三〇	一	表を挿て	表を挿て		
三〇	六	神淨名川耳尊	神淨名川耳尊	一三一	同	申さず	申さず		
三八	六	百十一	百十六	同	同	是を禮へ	是を禮へ		
四一	五	齋宮	齋宮	同	同	覺しんげ	覺しんげ		
四一	一	煩死	愆死	一三二	同	校本	校本		
四七	一	タチフリクマ	タケフリクマ	一三五	一四	美しき	美しき		
七二	一四	アロ	アロ	一三八	二	淨名宿因珠數尊	淨名宿太珠數尊		
七六	同	八十七年ノ下	八十七年ノ下	一四一	一	殺さむとす	殺さむとす		
七六	同	百字ヲ脱ス	百字ヲ脱ス	一四六	六	文ニハ	文ニハ		
七九	同	歎きなりし	歎きなりし	一五三	一	はらなから	はらなから		
八二	七	酒君ノ上、〇ハ衍	歎きなりし	一七三	一	編中三昧定	編中三昧定		

111-12
17
1990

一七五	七 法王薨り給ふノ下、薨逝也マア、廿一字新	二九二	七 仰られき	仰られき
一七七	五 扶桑略記には	三二二	四 漢交	漢交
一七八	一三 旱魃	三二七	一四 阿闍梨	阿闍梨
一七九	欄外 けもの	三二八	七 遷化	遷化
一八一	八 土師婆娑連	三三一	五 續日本紀	續日本紀
同	九 土師婆娑連	三三九	一五 日本紀略	日本紀略
一八五	一四 壽に依りて	三四三	一一 日本紀略	日本紀略
一九五	欄外 かへりぬ	三四五	一二 日本紀略	日本紀略
一九八	八 太間陵	三六〇	欄外 な布こして、流本	なこして、流布本
一九九	一〇 大乘を持ち	三七八	欄外 同ぐれ給へり	同ぐれ給へり
二〇六	六三 書記			
二〇九	二 宣り			
二一七	二 張尾			
二二六	一四 延歴			
二二九	三 おはやけ			
二三四	八 續紀			
二六三	一五 たはしましき			
二七〇	一五 天の皇條			
二七三	三 禮なく			





913.422

E42m

089062-000-8

913.422-E42m

水鏡詳解

江見 清風/著

M36序

DBL-0312



